

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和6年7月号 vol.117



税理士事務所としての繁忙期が終わった6月初め、東北を旅してきました。今回の旅は、盛岡、乳頭温泉、遠野、花巻というとても渋めの大人旅。柳田国男の遠野物語を、半年前くらいから予習し、遠野の旅館で語り手の昔話を目の前で聞いたのは良き思い出です。そして、なんとといっても、この旅を通して、宮沢賢治常にを身近に感じることができました。彼のこともっと知りたいと思った4日間の東北旅でした。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



節税策として利用している方が多い「中小企業倒産防止共済制度」に改正が入ります。今年10月1日以後の任意解約に注意が必要です。

”倒産防止共済の節税策に一定の歯止め”

「中小企業倒産防止共済制度」は、国が全額出資している中小企業基盤整備機構が運営している共済制度になります。

本来の目的は、取引先事業者が倒産し、売掛金等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度で、もしものときの資金調達手段となっています。

ただし、掛金を全額損金にしなから、貯蓄ができる制度ということで、節税策に使われていることが多い制度です。

- ・毎月の掛金は、5千円～20万円の範囲内で自由に選べます。
- ・掛金総額が800万円になるまで積み立てることができます。
- ・掛金は、税法上、損金(法人)または必要経費(個人事業)にでき、掛金の前納制度もあります。

このため、設備投資のタイミングなどで任意解約をし、即、再加入し節税メリットを受けるといった事業者もあったのですが、令和6年10月1日以降の任意解約からは、再加入自体は可能ですが、2年間は、掛金を損金にすることができなくなります。ご注意ください。

「今月の本の紹介」

「板上に咲く」
(原田 マハ 著・幻冬舎)

ゴッホに恋い焦がれた青森の貧乏青年が、世界の棟方志功となっていく歴史を描いた壮絶な物語です。

西洋の油絵に感銘を受けるも、弱視のせいで遠近感をうまく表現できず苦しむ中、彼が辿り着いたのが木版画でした。

世界の版画界を変えてゆく、棟方志功と、彼を取り巻く家族たちの生き様を、感動的に、そしてユーモラスに描く”原田マハワールド”にすっかり魅了されました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<じゃがいものフリット>

- ・メイクイン 2, 3個
- ・ローズマリー 1枝
- ・ニンニク ひとかけ
- ・塩 適量

- ①じゃがいもを皮のまま10分程蒸す。
- ②ニンニクを半分に切り、芽を取ってつぶす。
- ③フライパンにオリーブオイルを多めに入れ、ローズマリーとニンニクを入れて火にかける。
- ④①を手で割り、③に入れ、からりと揚げ、塩を振る。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所